

「じゃあ 読もう」  
今年は国民読書年

**中島** 太子町の読書活字離れの実態をどう捉えているか。

**教育次長** 20年度貸出密度指標（図書館での一人当たりの貸出数）は5・5点で、神戸市や姫路市より高かった。全国的に活字離れが進んでいるが、この数字で太子町民の活字離れが進んでいるか否かは判断できない。

**中島** GNR（国民総読書量）の引き上げと、不読率の引き下げのための対策は。

**教育次長** 社会人に対しては、広報たいし、ホームページ、また自治会婦人会での出前講座で新刊図書を紹介している。また、子どもたちには、朝の読書活動をさらに継続、読書推進強調月間も設定

し、読書意欲を喚起する環境をつくっていききたい。

**中島** 国民読書年としてのイベントの開催は。

**教育次長** 読書推進のため、10月27日から11月9日まで読書週間として、読書講演会等を行いたい。また、ホームページで国民読書年を掲載し、読書の推進を図りたい。



国民読書年 ロゴマーク

ネットで本を見つけよう  
図書館のIT化へ

**中島** 図書館の今後の蔵書計画は。つ児童書や、一般向小説を買い替える。

**教育次長** スペースの問題はあるが、大活字本、医療や健康、年金、趣味の分野（家庭菜園等）を充実したい。また、乳幼児向け絵本、育児書の充実を図り、傷みの目立

**中島** 図書館内で改善すべき点は。

**教育次長** 汚損、破損が目立つ図書を除外して書庫を整理し、横

積み図書を減らし、利用者が手を伸ばしたくなるような魅力的な書架にしたい。

**中島** ネット検索で希望の図書が探せるシステムを構築してはどうか。

**教育次長** 図書館利用サービスの一つとして、ネット検索ができるIT化は懸案事項である。太子町第5次総合計画に蔵書管理システムの導入を計画している。将来の電算化に向け、システムの調査研究に努めているところだ。

細菌性髄膜炎予防を！  
ヒブワクチンの公費助成で

**中島** 乳幼児が発症する細菌性髄膜炎を予防するためのヒブワクチン接種の公費助成に向けての動きはその後どうなったのか。

**生活福祉部長** 公費助成を行う市町に対して兵庫県が補助を実施することになった。そのため、西播磨近隣市町でも実施するところが増えてきた。太子町においても、助成制度の創設に向けて検討していききたい。



ワクチン接種



読書の様子

おいしい、楽しい  
地産地消の学校給食

**中島** 太子町の学校給食メニューでユニークなものは。

**教育次長** 年1回、小学生で鍋給食、6年生でオーダブル給食、全小児児童対象におにぎり給食がある。

**中島** 食育の観点から給食のあり方は。

**教育次長** 栄養バランスのとれた給食とはどんなものを学ぶ場であり、楽しく、残さず、マナーを大切にして給食を実施し、食育推進に取り組んでいる。

した献立表を配布し、担任と保護者が連携して、食べる食べないを選択している。弁当持参の子どももいる。

**中島** 太子町内産の食材はどう使われているのか。

**教育次長** 地元農家で栽培された野菜の学校給食への導入は品種も増え、年々増加している。今後地産地消の推進のため、野菜は太子タ市会、みそは太子加工グループ、タケノコの缶詰は松尾農産加工組合から購入していきたい。

**中島** アレルギー児童・生徒に対する食育指導は。



給食風景

## 資源ごみ収益金 状況を公表するべきでは

**中井** 町内の資源ごみ・粗大ごみの収集を、毎月太子町が実施しているが、住民から収益金等がどうなっているのか知りたいとの声がある。二酸化炭素の削減・資源の再利用等で平成9年より太子町が取り組み、その後14年経過したが、住民に一度も公表していない。損龍クリーンセンターに太子町・たつの市が搬入して、その売却益は平成18年2500万円余り、平成19年3100万円余り、平成20年3400万円余りであるが、約3分の1の売却益が太子町分で、すべて損龍クリーンセンタ

ーの運営分担金に納入されているが、太子町住民には知らされていない。年一回、「広報たいし」に公表できないか。

**生活福祉部長** 平成22年度に損龍保健衛生施設事務組合がホームページを開設し、情報提供すると聞いている。

## 「持ち去り」防止 条例をつくれな

**中井** 住民が出した粗大ごみ集積場から金属類・電装品類を不法に持ち去る業者を今もよく見かける。昨年「持ち去り厳禁」の表示を町から支給され表示してきたが、効果がない。太子町が条例をつくることは不可能か。

**生活福祉部長** 以前にも常任委

## 自治会からの「要望」 対応は

**中井** 町内自治会から町に対する要望書、また保育園を含む学校関係の保護者による要請項目等の取り組みについて問う。

**経済建設部長** 実施済み件数は産業経済課4件、街づくり課16

件である。また、要望書に対し実施の判断基準は緊急性・安全性・

必要性・事業規模・財政面等、総合的に判断している。

**生活福祉部長** 実現は8件。3年以上未実施の案件は、自治会長と協議し、理解をいただいている。

## 町道域内の不法投棄 対処方法は

**中井** 鵜飼自治会地先で、昨年来、議会でも問題視している町道域内の不法投棄物の処理や、その周辺敷地に廃電品他不要品と見受けられる物が野積みされているとの指摘に対し、業者との話し合いはその後進んでいるか。

**中井** この問題は緩めることなくしっかり対応願う。

**生活福祉部長** 昨年末に鵜飼自治会長から「環境悪化事態の改善要望書」が、町およびたつの警察に提出された。警察交通課と協議し、敷地内の物品の撤去は法的に無理と判断。警察から町道上の物は警告し、改善がなければ業者を処分等の処置をする報告を受けている。その後、業者側から2月末には改善すると返事を得ている。

**中井** 隣接の国道2号線橋脚付近に、町道域に面し、大量の不法投棄物が積み上げられている。この処置はどうするのか。

**生活福祉部長** 所有権が放棄された物が、公の場所に不法投棄されていれば当然処置しなければい

## 子供の7人に1人が貧困状態に 実態を把握しているのか

**橋本** 先日、NHKで子供の7人に1人が貧困状態であるとの報道があった。その中で、ある高校生は親が職を失い、パンの端やご飯は2日に1回お茶碗半分だけの食事である。修学旅行に行くためバイトをして貯金していたが、生活費に入れ修学旅行にも行けなかった。家族のために一生懸命頑張っているが、学費も未納なのでいつ中退になるかわからないと聞いた。

太子町でも、最近、職を失い給食代が払えない親が民生委員に証明書を書いてもらい、それを学校・教育委員会に提出し、無料にしてみよう家族が増えていると聞いた。

また、全国にはお腹をすかし、給食しか食べられない体もやせ細った子どもが「朝食も夕食も食べてない。食べる物がない」と保健室へ行く、かわいそうな子どもがいると聞いた。

①幼稚園、小学校、中学校で給食代が払えない子どもはいるか。  
②1日の主な栄養源が学校の給食だけという子供が保健室に来て先生にパンやおにぎりをもらって元気になる子はいるか。

③各学校園から教育委員会に給食代の無料申請が出ているか。

④NHKで報道されているような高校生はいないか。

⑤親が職を失い、子供の虐待につながる様子は。

⑥親から生活や雇用で役場の窓口

に相談はないか（平成21年から22年2月）。

**教育次長** 貧困が原因で給食費が払えない子は把握していない。給食費の支払いが滞りがち、また、未納状態になる児童・生徒はいる。

保健室でパン等を食べる子はいないが、育児環境により別室で登校後パンを食べさせたというようなことは、聞いたことがある。

家庭の貧困状態は把握していないが、学校における児童の行動観察等から家庭訪問等により対応している。

高校生の状況は義務教育以外のため把握できていない。

貧困による各項目の数字的なことについては、状況をそこまで把握できていない。

学校教育法では経済的理由により就学困難と認められる学齢児童については、保護者に対し必要な経費の一部を援助するとされている。本町は、経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対して、教育の機会均等の精神に基づき、義務教育を円滑に受けることができるよう援助を希望される保護者に対して、学用品などの修学上必要な経費の一部を援助する制度を設けている。就学援助の対象となるのは太子町立の小学校、中学校に在籍する児童、生徒の保護者で生活保護世帯の教育扶助を受けて



撤去後(3月12日午後)



撤去前(3月12日午前)

いない、そして生活保護世帯に準ずる程度に困窮している等の理由により教育委員会が認定した世帯である。

就学援助の費用は文具等の学用品と靴、上履き等の通学用品費、それと学校給食費、修学旅行費については実費を援助している。この就学援助は、保護者の申請により一定条件を満たした児童・生徒の保護者に対し行っている。

**生活福祉部長** 親が職を失い子供の虐待につながった様子については、一般的には失業により収入が途絶え、生活困窮が原因で精神的に不安定な状態が続くといったことで、児童虐待につながることを考えられている。また、児童虐待については将来の不安、また子育てによる悩みや不安などで親の子育て力、また思考力の有無が大きく影響していると言われている。一般的に児童虐待は潜在化といったことが従来からも指摘されている。そういったことから本町においても、実態、実数についてはつかめていない。職を失いといったことでは、問題件数として上がっていない。

親から生活や雇用の面での窓口相談は、本町では、子供を抱えて離婚された母子相談はあるが、職を失ってという昨年後半以降、この世相を反映した相談はない。また、相談に来られた方については

当然、県の健康福祉事務所の母子自立支援相談員と連絡をとり合い、きめ細やかな支援をしている。

**橋本** 就学援助制度は自治体においても格差があるようだ。就学援助の対象は、要保護と準要保護の方である。

要保護の場合、給食費や通学用品や学用品や修学旅行費等が免除であるが、準要保護の場合は自治体格差があり給食費は免除でも、修学旅行はだめ等、太子町ではどうなっているか。

子供の虐待につながる様子の実態把握はつかめていないという答弁であったが、何年前かある保育所の園長が園の子でないが近所の通報でわかり、県に連絡したとのことであった。町として実態を把握すべきだ。

**教育次長** 小学校、中学校の準要保護の関係は、21年度12月末では小学校で97名、中学校は48名、48世帯を支援している。

**生活福祉部長** 21年度の金融危機以降の派遣切り等が世間で言われ、非情に職を失われた方の状況をもとにした答弁で、過去にさかのぼればあった。虐待は、法律も改正になり、あらゆる人が発見に努めるようになり、ネットワーク化している。

その他の質問 ◇無縁社会の広がりについて

**問 家庭用炊飯器での給食は出来ないか**  
**答** 今の方式が一番効率が良い  
新しい取り組みは慎重にしたい

**上田** 日本は飽食の時代である。太子町で給食の食べ残しが約10%、世界中で20億の人々が飢えに苦しんでいる時代にもかかわらずである。調査及び資料によると、炊飯器でしかも地元産の米で子供たちがみずから調理することにより残飯が大幅に減ることが立証され、国も食料自給率を高めるために米飯を奨励している。太子町でも調査研究をすべきでは。

**町長** 太子町の面積は約22平方キロ、センタ1方式での給食が一番効率が良い。新たな取り組みについては慎重に対応すべきだ。



高知県 南国市立小

**問 食材の地産地消について町の方針は**  
**答** 米については無理、野菜は太子夕市と松尾農産から、みそは地元産を使っている

**上田** 昔から食材は自分の住む4里(約16km)四方で産する旬の物が体には一番いいと言われている。学校給食を核に地産地消で町の活力を図り、産業振興と町民の健康思想も考えてはどうか。

**問 学校給食会の会計が正確ではないが正しく記帳すべきだ**  
**答** 官庁の会計は民間とは違う

**上田** 食で大切なのは安全と安心である。洗剤混入事件の十分な総括はすべきだ。  
学校給食会の経理について決算では食材の棚卸しはゼロである。年間1億6700万円もの食材等の仕入れがあるのに、すべてなしとは理解できない。

**教育次長** 棚卸しの金額は0円である。基本的に官庁の会計は単式簿記である。てんぷら油が何トン、1斗缶が残っているが、ば上がってくるが、3月末で使い切るの



給食センター食用油(平成20年3月18日)

**問 不明瞭な入札をいつまで続けるのか**  
**答** 随意契約については改善をする

**上田** 契約は一般競争入札がいいと言いつつ、地元企業の育成を理由に特定の業者を指名してきた。最近は随意契約が見積入札の形で不明瞭なことが起き、落札率もほぼ100%。結果的には談合が見積金額を漏らしているのでは。金は全部税金である。公平に正しくも入札をすると決定している。

**総務部長** 随意契約のあり方については改善していく姿勢である。22年4月からの施行令の原則を尊重して130万円以上の工事、50万円以上の事務委託については

## 子ども手当の支給を万全に

**服部** 子ども手当の支給準備は万全か、説明を求める。

### 生活福祉部長

窓口は社会福祉課。今定例会にシステム構築経費を補正予算で計上。予算成立後、業務委託契約し、準備作業に入る。3月中旬にシステム構築。6月支給に向け4月に準備作業を本格化。国会で議決後、広報並びに町のホームページなどで住民に知らせる。従前の子ども手当受給者は、手

続きの必要はないが、新たな対象者（中学生など）、児童手当の差し止めをしている者には4月以降書類を送送するので、9月30日

までに認定請求をすれば、4月分からの支給を受けることができる。中学終了までの子どもは月額1

万3000円。22年度の支給月は6月、10月、2月。対象者は6300人。支給総額は8億1900万円（ゼロ歳から3歳未満が1億5600万円、3歳から小学校終了前が5億2000万円、中学生が1億4300万円）。負担割合は、国6億3678万円、県9110万円、町9110万円。

**服部** 事務が大変な部分もあるかと思うが、抜かりのないようお願いする。

## 教育環境整備後は維持管理が大切！

**服部** 学校のトイレ改修を耐震化とあわせて行っていることは知っているが、教育環境整備を今後どう行っていくか。

### 教育次長

大規模な地震による倒壊の危険性の高い構造耐震指標Is値0.3未満の建物から耐震化整備事業を推進しており、小学校施設の耐震化事業を中心に取り組んでいる。Is値の小さい建物も対象施設の利用形態や構造上の関係を考慮して耐震化工事、関連工事、トイレも含めての取り組みを

## 社会体育の充実を

**服部** 社会体育をもっと充実させるべきでは。

### 教育次長

体育協会は種目によつては参加者が固定し、減少傾向が見られる。今後は普及を促し、幅広く拡大を図り行政に頼ることなく自主的に運営がなされるよう組織を強固にする必要がある。

スポーツ少年団については、今後学校、地域、家庭と連携しつつ青少年の心身の鍛練と体力の向上

## 児童・生徒の学力向上を！太子町にも指導主事を！

**服部** 本町の児童・生徒の学力向上を進めたいが、

①小学校・中学校一貫のモデル校を考えられないか（姫路市はあるが）

②授業時間を増やす工夫は。西播磨のある高校では土曜日に学習塾の講師に授業をしてもらっている

③放課後に児童・生徒を残して指導することは週何回、何時間程度行っているか。

### 教育次長

①教師が移動する時間がかかり、小中一貫教育は困難だ。  
②新学習指導要領で、小学校低学年で週2時間、中学年で1時間増える。

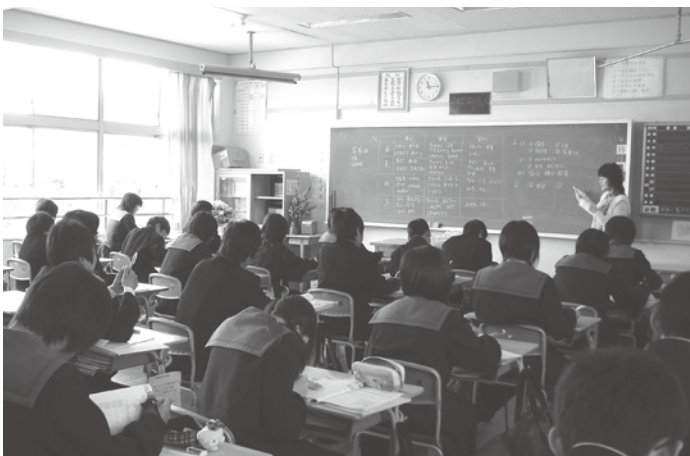
との発見があると。

高槻市では、小中の義務教育9年を4・3・2年の区切りでとらえ、国の研究指定校としてやられる。特に不登校の子どもたちにメリットがあると担当指導主事は言われていた。小5、小6、中1の課題を5・6年生と中学生との活動を通して解決したいと。

**服部** 言葉で言っているのに比べて予算が少ないのではないか。社会体育にも力を入れるべきだ。

③安心、安全ということで下校時間に合わせなければならぬ。昔は先生が遅くまで残して、理解できない児童・生徒を見ていたが、今はできない。どうしてもできない児童・生徒については、教師が個人的に残して自宅まで送っている。

**服部** 不登校になるケースが中学校に進むときにデータとして多い。複数の市を調べた。姫路市では、小中一貫の長所として、小学校の先生方が中学校に行つて、中学校のどこで子どもたちがつまずくのか、だから小学校ではこういうふうに指導しておくべきだったといったことがわかって言われていた。先生方が今まで気づかなかったこ



太子東中の授業風景(4月14日)

要なことだと思う。このことは教育でない行政にいる人はなかなか声をあげられないことかもしれない。他市町であれば、地方公共団体がお金を払って雇っている。子どもの教育をどうとらえるか、そこに重きをどの程度おくかということだ。

### 教育長

やはり教育は専門職だ。専門職をより専門職に当てはめるには指導主事は必要だ。

### 服部

指導主事が私たちの町にとつて必要かどうか、町長と教育委員会で話しをしてみたい。私は教育委員会管理課に1人指導主事がいたほうが、本町小中学校の教育の充実につながると信じている。

## その他の質問

◆第4次総合計画の総括について  
◆放課後子どもプランについて

## 後期高齢者医療制度 今すぐ廃止を！

**桜井** 後期高齢者医療制度は本町議会でも廃止の議決を行い、現政権も廃止の方向を公約していた。しかし、現実には先送りになっていく。

速やかに廃止を求めないと、75歳以上の方々が差別医療を受け、医療機関から追い出されるようなことになる。政府に廃止を求めていくことが大事である。

円引き上げ、年間保険料が7万1095円となる。県等に助成の拡充を求め、加入者の負担を軽減すべきではないか。

**生活福祉部長** 21年度の剰余金と県の方で積んでいる基金の取り崩し等1054円の増で、低く抑えられたと思っている。

**生活福祉部長** 制度の廃止問題は、この4年で新制度に移行するための検討が始まっている。新制度のスタートは平成25年4月と聞いている。その手続を見守りたい。

**生活福祉部長** 問題は、町が主体性をもって対応するかどうかだ。国県の動向を見守るということでは前進もしないし、町の主体性も見えない。姿勢が抜けてしまうと追従型になる。国や県の言うことをそのままされたのでは、命はいくらあっても足りない。

**桜井** 兵庫県も保険料を1054

## 雇用・貧困対策を！ 東芝の跡地利用・半導体事業の継続を求めよ！

**桜井** 雇用、貧困対策等について、今、若者を初めとする高校生などの就職率は極めて低い状況にある。一般の離職した人たちの就職はも

と大変で、就職難は深刻化している。雇用対策が急務だ。

離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者などに、臨時的、一時的なつなぎとして就業の機会を提供している。

**桜井** 雇用と就業の機会等を拡充する上で、町が情報を収集して、窓口で知らせ、求職者の就職活動に寄与する姿勢が大切だ。

**経済建設部長** 太子町では、国

県の雇用創出特別交付金を活用し、

**経済建設部長** 就職等に係る情

報の収集及び提供は、国や県、公共職業安定所との連携に努めつつ、職安からの情報提供を待たざるを得ないのが現状だ。

**桜井** 貧困化が進み、住民の暮ら

しと税収に多大な影響を与えている。地域的にも貧困の実態をつかみ、貧困をなくす具体的な目標と、そのための対策を推進することが必要だ。

地域の雇用の拡大にとって、東芝の果たす役割は極めて大きい。新規事業の導入、半導体事業の継続等、新卒者を初めとした若年層の就労の機会拡充に協力を求める必要がある。

**総務部長** 地域の雇用拡大、東

芝への対応は、今後も適宜、事業誘致活動を継続し、新規事業の導入等、申し入れ活動を継続して行っていくたい。

**町長** 太子町にとっては、東芝の

影響は大きい。半導体事業の継続や新規事業の張りつけ等、要望していきたい。

**桜井** 跡地の利用、半導体の継続

も含めて、東芝がこの地域で果たすべき社会的責任があることをしつこく申し入れをしないとけない。東芝の水使用料が減ったら水道や税収に影響を与え、町がきちんと物申し、協力を得ていく姿勢に立つべきだ。

## 遊休農地等の活用を！ 生産緑地・都市公園として利用を！

**桜井** 水害、火災を含めた災害対

策について、内陸部に位置する本町は、都市計画区域（市街化区域・調整区域）内の農地、遊休地等を生産緑地等として借り上げ、通常時には芝生とか遊具等を配した都市公園的に活用することが必要だ。水害対策としての遊水地等には火災等の緩衝地として、一つの災害

対策になり、地下水の涵養対策にもなる。

**経済建設部長** 2月の農業委員

会でも生産緑地制度の話が出たが、地権者の問題、都市計画決定の問題、税制の問題等を含んでいる。太子町の場合も今後、法規制のかぶるものでいくのか、法規制のないものでいくのか、研究していく必要がある。

**桜井** 市街化区域は特に、都市防

に指定をされるにしても、町が一定の方針を持っていないと指定もできない。少なくとも地主の協力には得ていかないといけない。

**経済建設部長** 都市計画決定と

して扱うのか。税だけの減免とかで対応するのか。今後研究していく必要がある。

## 子宮頸がんの予防 ワクチン投与に助成を！

**桜井** 子宮頸がんの予防について、

最近の新聞報道等を通じて、太子町でも助成制度はできないのか、との声がある。子宮頸がんは年間約3500人の女性が死亡する要因だ。他のがんの予防は難しいが、子宮頸がんはワクチン投与でかなり予防できると言われており、助成制度を導入すべきだ。

**桜井** ヒブワクチンも、近隣の動

向をみてからといい、子宮頸がんも同じではだめだ。

早く取り組むことで10年、20年とこのワクチンが効いて命が助かるなら、それは大事なことだ。太子町も、一つぐらい先行しても罰はあたらない。

**生活福祉部長** 子宮頸がんワク

チンは、今の動きとして明石市が、小6から中3の女子を対象に費用の全額を助成する。他の県も、幾つかの市町が既に同様の処置をと

**町長** 国が率先してワクチン接種

に対応していくべきだ。国の動きがあれば早急に対応を考えたい。

**桜井** 国は、社会保障費をどんど

ん削っている、国に期待していいではない。太子町に住んでいたら安心できるかできないのかの瀬戸際だ。良いことは率先して実施することが地方の大きな役割だ。

## その他の質問

◇事務・業務の明確化と契約等の改善について

(表1)

第5次総合計画期間中実施予定 主要事業一覧

(単位：百万円)

|                        | 主な事業                                                 | 総事業費   |
|------------------------|------------------------------------------------------|--------|
| 1. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり   | がん検診事業<br>介護予防事業<br>体育館耐震補強事業                        | 909    |
| 2. 誰もが支え合って暮らせるまちづくり   | 重度知的障害者入所施設整備事業<br>障害者補装具支給事業<br>地域福祉団体体育成強化事業       | 81     |
| 3. 子ども達の笑顔があふれるまちづくり   | 斑鳩小学校体育館改築事業<br>石海小学校耐震化事業<br>太田小学校耐震化事業             | 1,511  |
| 4. 安心して暮らせるまちづくり       | 消防デジタル無線整備事業<br>防火水槽設置事業<br>防災備蓄倉庫建設事業               | 373    |
| 5. 快適で住みやすいまちづくり       | 都市計画道路網干線整備事業<br>ＪＲ網干駅前土地区画整理事業<br>都市計画道路揖保線道路改良事業   | 1,531  |
| 6. 美しくすがすがしいまちづくり      | 立岡山北配水池整備事業<br>吉福浄水場高度処理事業<br>雨水排水施設整備事業             | 5,037  |
| 7. 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり | 総合公園整備事業<br>石海南公園整備事業<br>中央公民館大規模改修事業                | 2,774  |
| 8. 産業の活気あふれるまちづくり      | 農村活性化住環境整備事業(上太田地区)<br>原上の池改修事業<br>経営改善普及事業(商工会補助事業) | 516    |
| 9. 自治と連携による力強いまちづくり    | 庁舎改築事業<br>庁内コンピューターシステム運営・整備事業<br>「まちづくりの集い」開催事業     | 2,214  |
| 合 計                    |                                                      | 14,946 |

※この表は、従来の実施計画に計上していた事業について、第5次総合計画期間中の実施予定事業、事業費を政策別に集計したもので、物件費や扶助費等のソフト事業経費、公債費等は含まれていない。

(企画政策課)

昨年の12月議会で総務委員会に付託の「総合計画基本構想」については、前回の議会だよりで平成21年12月の委員会の内容と提案内容の概要をお知らせした。

総合計画基本構想とは、今後10年の計画を立て、10年後の町の姿はこうなっているということを決めるものであり、慎重に審査した(平成22年1月14日、1月

25日、2月5日、2月12日、2月15日、3月10日、3月23日に審査)。
 審査では、まず当局から構想の説明を受け、総括的に質疑を行った。そして主要事業の事業費(表1)を、さらに参考資料の細施策・基本事務の文言の指す具体的内容について163項目の質問を当局

太子町総合計画

総務委員会でも否決！本会議でも可決！

(表2)

第5次総合計画期間中(平成22～31年度)財政計画

(単位：百万円)

|               | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | 積算根拠                          |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------------------------|
| 町 税           | 4,130 | 4,130 | 4,143 | 4,143 | 4,143 | 4,143 | 4,143 | 4,143 | 4,143 | 4,143 | 4,143 | 21年度同額                        |
| 譲 与 税 ・ 交 付 金 | 510   | 510   | 510   | 510   | 510   | 510   | 510   | 510   | 510   | 510   | 510   | 21年度同額                        |
| 地 方 交 付 税     | 1,494 | 1,505 | 1,445 | 1,418 | 1,462 | 1,495 | 1,466 | 1,489 | 1,563 | 1,580 | 1,593 | 個別積算                          |
| 国 庫 ・ 県 支 出 金 | 2,219 | 1,128 | 1,177 | 1,239 | 1,167 | 1,451 | 1,427 | 1,364 | 1,177 | 1,297 | 1,195 | 主要事業量に応じて増減。扶助費充当分は扶助費の増減率に対応 |
| 繰 入 金         | 19    | 109   | 369   | 129   | 258   | 76    | 757   | 207   | 7     | 7     | 106   | 主要事業に対する充当及び財源補填              |
| 繰 越 金         | 161   | 58    | 72    | 36    | 35    | 57    | 52    | 25    | 56    | 58    | 38    | 前年度収支額                        |
| 町 債           | 555   | 608   | 1,076 | 728   | 528   | 745   | 629   | 916   | 400   | 489   | 252   | 主要事業量に応じて増減                   |
| そ の 他 収 入     | 861   | 377   | 377   | 377   | 443   | 377   | 377   | 377   | 377   | 377   | 377   |                               |
| 歳 入 計 (A)     | 9,948 | 8,423 | 9,168 | 8,577 | 8,546 | 8,852 | 9,361 | 9,031 | 8,232 | 8,460 | 8,213 |                               |

|           |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |                                           |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------------------------------------|
| 人 件 費     | 1,548 | 1,507 | 1,488 | 1,441 | 1,468 | 1,413 | 1,394 | 1,409 | 1,381 | 1,389 | 1,382 | 個別積算                                      |
| 扶 助 費     | 1,248 | 1,285 | 1,324 | 1,363 | 1,404 | 1,446 | 1,490 | 1,534 | 1,581 | 1,628 | 1,677 | 毎年度3%増額                                   |
| 公 債 費     | 976   | 969   | 980   | 998   | 929   | 865   | 816   | 804   | 763   | 784   | 793   | 個別積算                                      |
| 投 資 的 経 費 | 1,448 | 433   | 884   | 729   | 619   | 1,001 | 1,519 | 1,079 | 256   | 567   | 289   | 主要事業量に応じて増減                               |
| 物件費・維持補修費 | 1,316 | 1,197 | 1,191 | 1,189 | 1,221 | 1,202 | 1,237 | 1,219 | 1,228 | 1,202 | 1,209 | 主要事業量に応じて増減                               |
| 繰 出 金     | 1,436 | 1,465 | 1,494 | 1,509 | 1,524 | 1,539 | 1,555 | 1,570 | 1,586 | 1,602 | 1,618 | 23年度まで2%増額。24年度以降1%増額。(23年度までの下水道償還費増を加味) |
| そ の 他 経 費 | 1,919 | 1,495 | 1,772 | 1,313 | 1,324 | 1,334 | 1,326 | 1,358 | 1,381 | 1,251 | 1,209 |                                           |
| 歳 出 計 (B) | 9,891 | 8,351 | 9,132 | 8,542 | 8,488 | 8,800 | 9,335 | 8,974 | 8,174 | 8,422 | 8,175 |                                           |

|              |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|--------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 実質収支 (A)－(B) | 57 | 72 | 36 | 35 | 58 | 52 | 26 | 57 | 58 | 38 | 38 |
|--------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|

※端数調整の関係で、各費目の和と合計が一致しない場合がある。

(企画政策課)

〈下水道で毎年これだけ借金を返済していきます〉

(表3)

下水道関係町債償還費 今後10年間の償還額推移

(単位：百万円)

|            | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 下水道事業特別会計  | 1,134 | 1,153 | 1,137 | 1,131 | 1,124 | 1,116 | 1,104 | 1,092 | 1,074 | 1,049 |
| 前処理場事業特別会計 | 15    | 15    | 14    | 14    | 13    | 12    | 11    | 10    | 10    | 10    |
| 合 計        | 1,149 | 1,168 | 1,151 | 1,145 | 1,136 | 1,127 | 1,114 | 1,102 | 1,084 | 1,059 |

※四捨五入による端数調整の関係により、各会計の償還額の和が合計欄と合わない場合がある。

(企画政策課)

委員会の審査結果は反対多数で否決した。

否決理由は次のとおり（賛成討論はなかった）。

①当局が議会、議員にうそをつく姿勢は許せない。最初は「議会に出せば文句を言われるので出さない」と町長が言った資料も、最後に出した。議会と当局は互いに、正直に意見交換し、よりよいものを作り上げていくべきだ。

②中身について疑問点・解明されていない部分が多い。もう少し町民の意思を確認したい。

③第4次総合計画の総括らしい総括がいまだになされていない。財源計画、財政計画が当局からやつのことで出されたが、町税・国や県の補助・借金等が明確にされていない。町民と一緒に考えるために公聴会、参考人制度を活用して考えていくべきだ。

賛成委員 北川 花畑  
反対委員 桜井 上田 服部

3日後の3月26日、本会議で8日間にわたる審査の委員長報告がなされたが、本会議では、賛成多数で可決した。

賛成議員 佐野 村田 北川  
花畑 橋本 中井  
井村 長谷川  
中島 清原  
反対議員 桜井 上田 服部  
井川

本会議での討論は次のとおり。

〈反対討論〉

**桜井** 総合計画に基づき基本計画をたて、3年間のローリング的な実施計画をつくること自体を否定しないが、頭出しをしておいて、どのようにでも解釈して適用できるようにすることはよくない。提出された内容は、想像がつかない、抽象論が述べられ、具体的でない。住民が10年後どんなまちに住めるか、なかなか想像ができない。住民が期待するまちづくりができるかどうか。また財政の裏づけも十分でない。

実施計画等もあわせて提出すべきだった。質疑の中で、計画について一言半句間違いないということではなかった。気づいた点は、またその説明責任が果たせるものは、修正等願っても結構であるとの姿勢に当局がなかった。絶対であるかのように押し付ける内容があった。

目指すべき方向として掲げているものについては賛成だが、内容的には反対だ。

**上田** 書いてあること自体に一言一句問題があつて反対なのではない。第5次総合計画について、一番問題なのは財政的な裏づけがどうもはつきりしないことだ。そこが一番大事だ。太子町の経済で、10年間で一番変わったのはそこだと思う。それらの反省、総括が

全くなされていない。その上で、バラ色のような感じで計画がなされているのは非常に危ない。できればもう少し時間をかけて、この辺を解明してみたい。

〈賛成討論〉

**中島** 町民あつての行政であり、町民一人ひとりが主役であり、町民を取り巻く環境を整えるという発想がうかがえる。共助、共生、共働の精神で、町民と行政が手を取り合いながら、政策を行おうとしている点が評価できる。

透明感のある、未来に希望の持てる施策を展開し、議会と行政が「和のまち太子」の模範となるようお互いの信頼関係を築いてほしい。

**北川** 今後、大型の事業の実施の際は説明責任を果たし、透明性を十分確保すべきだ。計画の提出にとどまるのではなく、十分な説明を求めたい。財政計画を常に気にかかけ、歳入歳出のあり方についてさ



皮革汚水前処理場

らに行政改革を進める必要がある。計画の意を十分認識し、安心・安全、また、住んでよかったと住民に思われるまちづくりを期待する。

お詫びと訂正

議会だより第151号（平成22年1月25日発行）の3ページ、ごみ処分等調査特別委員会の記事で、委員の氏名で「井川 芳昭」議員の記載が漏れていました。お詫びして訂正します。

# 町民参加で開かれた議会に —— 太子町議会基本条例の 制定に向けて準備しています

地方分権、地方政府ということ  
が以前にも増して言われる。地方  
自治推進の一方の代表で執行機関  
である首長（知事、市町長）の存  
在に對して、もう一方の代表で議  
事機関でもある議会の存在とその  
役割が見えないために、議員定数  
削減や報酬引き下げが取りざたさ  
れてきた。

このような中、多くの自治体議  
会は議会改革に取り組んでいる。  
議会改革の課題は多岐にわたるが、  
地方自治法により議会運営が規定

されており、この法律を改正しな  
ければ実現できない項目も多数あ  
る。

しかし、現行の法律のもとでも  
実現できることで、できていない  
ことも多くある。

太子町議会でも、議会改革の一  
環として、住民福祉の向上を追求  
する議会に発展させ、議会と議員  
がその役割を十分果たすため、議  
会基本条例を準備しています。

条例案は、前文と第1条から第  
26条で構成する。

概要は、前文に「①議員同士が  
責任を持って自由に討議する議会、  
②町民も参加できる開かれた議会、  
③積極的に情報を公開し透明性の  
ある議会」のため不断の努力を続  
けるとし、この条例を議会の最高  
規範と位置づけている。

本条例の特徴は、第1条に「議  
会が担うべき役割を果たすための  
基本的事項を定めることにより、  
議会・議員の活動をより活性化し、  
町民の負託に応え、豊かなまちづ

くりの実現に寄与することを目的  
とする」と、二元代表制の議事機  
関としての役割を果たすという「目  
的」を明記している。

第2条では、分権と自治の時代  
にふさわしく、政策等の立案・決  
定・執行・評価（監視）における  
論点・争点を明確にし、真の地方  
自治の実現を図る」と、「議会・  
議員の使命」をうたっている。  
第3条には、目的と使命を果た  
すために「情報公開、町民参加を

積極的に進め、町民の意見、要望  
等を的確に把握し、議会が自律性  
により主体的・機動的な活動を展  
開するため、議会・議員活動の基  
本となる会期を、次回定例会の開  
会に支障をきたさない範囲で『会  
期』を確保する」とし、会期を十  
分確保し、必要な時に本会議を再  
開する等、議会活動をし易くする  
道を開いている。

第5条では、議会は「町民自治  
を基礎とする町民の代表機関であ  
ることを常に自覚し、公開性、公  
正性、透明性、信頼性を重んじた  
町民に開かれた議会、町民参加を  
不断に推進する議会」とし、町民  
参加と開かれた議会を目指してい  
る。

第6条では、議員は「議会が言  
論の府として合議制の議事機関で  
あることを十分に認識し、議員相  
互の自由な討議の推進と、課題別・  
地域別等の町民の意見を的確に把  
握するとともに、自己の能力を高  
める不断の研さんに努め、個別事  
案の解決だけでなく、町民全体の  
暮らしの向上を目指し、町政を総  
合的な見地からとらえた町民に選  
ばれた者としてふさわしい活動を  
する」と議員の活動原則を定めて

いる。

第7条では、議会は「情報公開  
を徹底し、町民と情報を共有する  
とともに、すべての会議の原則公  
開」と「町民の参加と連携を高め、  
協働を進める方策として、町民に  
対し説明責任を果たし、議員及び  
町民が自由に情報及び意見を交換  
する議会報告会を年1回以上開催  
し、広く町民の意見を聴取して議  
会活動に反映させる」と町民参加・  
町民との連携・協働を進めるとし  
ている。

第8条には、「町民の直接選挙  
で選ばれた議員により構成される  
議会と町長は、それぞれの特性を  
活かし、緊張関係を維持しながら、  
政策をめぐる論点・争点を明確に  
し、活発な会議を目指す」とし、  
一問一答方式の拡大と、議員の質  
問に對して論点、争点を明確にし  
るため、町長等の「反問権」を導  
入している。

また、議員は会期中、休会中に  
かわらず、町長等に対し文書質  
問を行うことができ、町長等への  
要請は、両者の関係の透明性を図  
るため、日時、要請内容を記し  
た文書で行い、町長等に文書での  
回答を求め、口利き等の防止など、  
町長等と議会・議員の関係を明確  
にしている。

第12条では、議会は「言論の  
府であることを十分に認識し、議  
員相互間の自由討議を中心に運営  
し、議員相互間の議論を尽くして  
合意形成に努め、町民に対する説

明責任を果たす」また「議員相互  
の自由討議を拡大し、政策・条例・  
意見等の議案提出を積極的に行う」  
とし、議会活動の活発化をうたっ  
ている。

第24条では、議会は「議会の  
活性化に終焉のないことを常に認  
識し、議会評価を1年ごとに適正  
に行い、評価の結果を町民に公表  
する」としている。

## 投稿コーナー

期待します 議員の皆さん②

前回の町民懇談会（平成22年1月）で、ある議員か  
ら太子町も議会基本条例制定の準備を進めていると、発  
言がありました。

平成18年7月、太子町の有志議員でこの条例制定の  
先進地である、北海道栗山町議会（日本で初めて議会基  
本条例を制定した地方議会）を視察されてから3年余り、  
そろそろ条例制定の是非・賛否など、出来れば公開の場  
を設けて議員の間で討論し、結論を出されてはいいか  
がです。

ご存知のとおり、前述の栗山町議会は地方議会のある  
べき姿、議会運営の基本事項を明確に条例化（栗山町議  
会のHPを閲覧）しています。

その結果、『議会の活性化はもちろん、議員の自己研  
鑽による資質の向上、町政へ多様な民意の反映。さら  
には、自治体事務の立案・決定・執行・評価の論点や争  
点を住民に明らかにするなど、真の議会改革を実現』し  
たのです。

議員の皆さん、太子町議会も是非積極的な姿勢をお示  
し下さい。

この投稿について、議会からのコメントをお待ちして  
います。

小田 寛治 （東本町）

## あなたの『声』をお聴かせください

議会に対するご意見やご要望、議会だよりを讀ん  
でのご感想などお聴かせください。  
皆さんからの投稿（俳句・川柳・写真など）もお  
待ちしています。

太子町議会事務局  
お問い合わせ  
079-277-5995  
Eメール  
gikai@town.taishi.hyogo.jp

# 第3回議会町民懇談会開催される

(1月23日 あすかホール)

議会運営、学校給食問題、議会

広報、ごみ処分等問題、総務、福

祉文教、経済建設の各委員会の報

告を行い、町民の皆さまと町政に

ついて懇談を行った。参加議員

8名、町民20名。

## 議会基本条例は本当にできるのか

**町民** 議会基本条例は、平成18年7月に太子町議会議員の有志が栗山町への視察後、いまだに研究段階とは、あまり乗り気ではないのか。

**議員** 有志で参加した。通年議会、公聴会、参考人制度、議会自らの評価、議会による町民への報告会等の検討で時間がかかっている。

**町民** 議員を志したときの原点が基本条例にあると思う。われわれ住民は勝手なこと、わがままなことと言っているが、承知の上で議員になられたと思う。町民のため、太子町のためということであれば丁寧の説明し、住民のために合意形成してもらう必要がある。

**議員** 基本条例制定研究会にはか

つていきたい。  
議員のやるが遅いことは、

反省し、改めていきたい。

## 町に不祥事はないか

**町民** 姫路市職員が問題を起こした。太子町は。また対策は。予算に無駄はないか。今日配布された議会だよりには学校教育の充実ということが町当局提出の基本構想に書いてあるが、太子町学校教職員の実態は、泣いている状態であると聞く。基本構想に書いてあることは本当にできるのか。

**議員** 職員の不祥事は町当局の管理能力の問題だ。職員教育にかけ

る町の費用は年間50万円。これでは経費節減でなく職員の質が悪くなり、将来的に別の面でお金がかかる可能性がある。教育長の管理能力も必要だ。

## 管理職と教員がコミュニケーションをとれる学校にできないか

**町民** 教職員から不満を聞く。や

## 町の借金はいくらか

**町民** 合併問題が破算になり、太子町は国の施策に乗れず、交付金など減額され苦しい財政と聞く。東芝の誘致も破算になり、将来に良い面が見られない。近隣の市に泣きついて合併をお願いする

ときが来るのではないかと。財政課に聞くと昨年末現在で80億円の借金があると聞いた。どう返済していくのか。第5次基本構想には金銭的なことは何も書いていないが、将来の子どもに借金を背負わせないようにしてほしい。財政的にどうなのか。

昨年、役場の子どもに関する懇談会で、子どもの安全について述べた。1年たつが返事が無い。だからこういう懇談会が無いより

すが、その場限りにせず、最大限生かしてほしい。

**議員** 町の会計には一般会計の他に、下水道、前処理場、水道等、この会場のあすかホール建設の借金など300億円弱(町民一人当たり約100万円)借金がある(揖龍保健衛生施設事務組合に絡むごみ処理費用、火葬場への負担金等も含む)。当初予算の約半分が町税である太子町のような自治体は他にあまり無いが、今後借金を重ねると問題だ。

下水道の借金は25年位で返済することになっている。将来の子どもに借金を残すということだ

が、将来の子どもにも残る。

国からの臨時財政対策債は借金ではなく、交付金によって後から国から補てんされる債権だが、借金に入っている。

## 全議員参加が基本だ

**町民** 前年度も出席した。全議員を参加させるのが基本で、皆が出席かと思ってい

たら、同じ議員だ。多くの人が参加できるように。  
**議員** そのように今後も議会に伝える。全議員に出席のお願いはしているが、現状はこうなっており申し訳ない。残念だ。

議会基本条例を作り、全議員が義務として出席するしくみをつくっていき

## 町民の皆さまに

**議員** 町民の方から意見を出してもらいたい。議会側が「ごみ収集費用が高い」という意見が町民からある」と言うと、当局は「ごみ収集費用が高いと町民から聞いたことはない」と答えてきた。今回町民から、具体的にごみ収集のことも検討してもらいたいという意見が出たので、議会でも取り上げやすい。このように町民からも意見を言ってもらいたい。



議会町民懇談会(1月23日)

# 協同組合法(仮称)の制定を求める意見書を可決

## 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

地域が抱えるさまざまな課題を解決するため、NPOや協同組合、ボランティア団体など地域に密着した非営利団体の力に大きな期待がかかっている。これらの一つである「協同労働の協同組合」は、組合に参加するすべての人が協同して出資し、経営し、働くという形態のもと、「働くこと」を通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指すもので、「新しい公共」を市民が担う事業体として注目を集めている。

この「協同労働の協同組合」の事業内容は幅広く、正規雇用されない若者や高齢者、フリーター等の受け皿としても期待されるが、法的根拠が十分でないことから、法人格が取得できず、団体として、自治体の入札や契約に参加できない、あるいは社会保障の負担に対応できないなどの問題を抱えている。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）として法整備が進んでおり、我が国においても、だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」ことを理念とする「協同労働の協同組合」は、住民主体のまちづくりを創造する新たな公共サービスの担い手として、一刻も早い社会的な認知が必要である。

よって、国におかれては、「協同労働の協同組合」の理念を十分踏まえ、地域の活性化の観点からも、「協同労働の協同組合法（仮称）」を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月26日

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣

兵庫県揖保郡太子町議会 議長 熊谷直行

ワーカーズコープ兵庫連合から、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書が2月8日付で太子町議会に提出され、経済建設常任委員会に付託された。

3月12日開催の委員会で採択することに決  
定し、最終日に意見書案を提出することに決  
定した。  
本会議で可決され、左記の意見書を、関係  
行政庁に提出した。

## 〈議員報酬・政務調査費 改定案〉

| 案                            | 内 容                 |      |       |       |       |       | 賛成議員                                    |        |
|------------------------------|---------------------|------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------------------|--------|
| 〈案①〉<br>(現行)                 | 単位：万円               |      |       |       |       |       | 熊谷<br>佐野<br>村田<br>花畑<br>橋本<br>井村<br>中島  |        |
|                              |                     | 報酬   |       | 期末手当  | 政務調査費 | 年間合計  |                                         | 1ヵ月当たり |
|                              |                     | 月額   | 年間    |       |       |       |                                         |        |
|                              | 議長                  | 39   | 468   | 188.7 | 6     | 662.7 |                                         | 55.2   |
|                              | 副議長                 | 30   | 360   | 145.2 |       | 511.2 |                                         | 42.6   |
|                              | 議員                  | 27.1 | 325.2 | 131.1 |       | 462.3 |                                         | 38.5   |
| その他：議長交際費 42 万円、委員長手当 12 万円。 |                     |      |       |       |       |       |                                         |        |
| 〈案②〉                         | 単位：万円               |      |       |       |       |       | 桜井<br>上田<br>中井<br>長谷川<br>服部<br>清原<br>井川 |        |
|                              |                     | 報酬   |       | 期末手当  | 政務調査費 | 年間合計  |                                         |        |
|                              |                     | 月額   | 年間    |       |       |       |                                         |        |
|                              | 議長                  | 43   | 576   | (なし)  | (なし)  | 576   |                                         |        |
|                              | 副議長                 | 38   | 456   |       |       | 456   |                                         |        |
|                              | 議員                  |      |       |       |       |       |                                         |        |
| その他：議長交際費 42 万円、委員長手当はなし。    |                     |      |       |       |       |       |                                         |        |
| 〈案③〉                         | 全議員 町長の半額（約 700 万円） |      |       |       |       |       | 北川                                      |        |

(報酬・期末手当等は平成21年10月時点の金額)

地方議員の法的身分を明確化するため地方自治法の改正が問われている。議員の報酬支給規定の分離・独立で「地方歳費」に名称変更するよう国に提言している。議員にのみ認められている報酬に期末手当を支給されていることへの正当化を計ろうとするものと考えられる。

太子町議会は、不明瞭でわかりにくい現行の支給のあり方と、金額も含め調査研究してきた。その結果、次の案にまとまった。最終決定の前に町民の意見もお聞きたい。

## 報酬700万円説も！

### 議員報酬・政務調査費のあり方研究会

## あとがき

議会広報特別委員会は、①議会だよりの充実、②議会と町民の皆さまとの懇談会の開催、③常任委員会化のための環境整備を目的に設置され、活動してきました。

その結果、

①広聴機能、広報機能を十分發揮すること。全議員参加の町民懇談会を企画すること

②年6回以上「議会だより」(タブロイド判 文字の大きさ・書式は現行のまま)を発行すること。議会だより研修会の内容を十分生かし、写真の多用など見やすい紙面づくりに努め、議会のニュースが古くならないよう、できるだけ早く発行するよう努めることが望ましいと委員会として結論づけました。今後もこのような姿勢で議会として活動してまいります。

いろいろな手際もあったかもしれませんが、暖かく見守っていただきましたことに、深く感謝申し上げます。これからもご愛読くださいますようお願いいたします。

議会広報特別委員会

委員長 服部 千秋

副委員長 中島 貞次

委員

桜井 公晴

上田 富夫

清原 良典

井川 芳昭